規　　約

第一章　総　　則

第１条　この会は徳島県小・中学校管理職員協議会〔略称「徳管協」〕という。

第２条　この会の事務局は徳島市北田宮一丁目県教育会館内に置く。

第３条　この会は小・中学校の管理職員がその職責を遂行するため会員の地位の向上をはかり，教職員の勤務条件の改善に努力し，もって徳島県教育の振興に寄与することを目的とする。

第４条　この会は目的達成のために次の事業を行う。

1　会員の身分，給与その他の勤務条件の改善に関すること。
2　会員の福利厚生に関すること。
3　文化教養に関すること。
4　徳島県教育の振興に関すること。
5　その他教育関係団体との連絡提携に関すること。
6　その他目的達成に必要なこと。

第二章　組　　織

第５条　この会は本県内の公立小･中学校に勤務する校長･副校長･教頭の管理職員をもって組織する。

第６条　この会は各郡市に支部を置く。

第三章　機　　関

第７条　この会に次の機関を置く。

1　大　　会
2　評　議　員　会
3　理　　事　　会

第８条　大会は毎年１回開き，会長がこれを招集する。臨時に大会を開く必要がある場合は会長が招集する。

第９条　大会は会員をもって構成する。

第10条　大会に付議すべき事項は，次のとおりとする。

1　綱領および規約の改廃に関すること。
2　予算の決議,決算の承認に関すること。
3　会の事業に関すること。
4　会の解散に関すること。
5　他の団体への加入，連合および脱退に関すること。
6　その他重要な事項。

第11条　評議員会は，大会につぐ決議機関で，必要に応じ会長が招集する。

第12条　評議員会は，各郡市の会員から選出された評議員をもって構成する。

2　評議員は各郡市で会員 30 名までごとに１名とする。会員が 30 名以下の場合は 2 名とする。

第13条　評議員の任期は１年とし，再任を妨げない。

第14条　評議員会に付議すべき事項は次のとおりとする。

1　大会より委任された事項に関すること。
2　緊急事項に関すること。
3　予算の更正に関すること。
4　規程，細則に関すること。

第15条　理事会は理事および会長，副会長をもって構成し，必要に応じて会長が招集する。

第16条　理事会は，次のことを執行する。
1　大会および評議員会の決議事項の執行に関すること。
2　大会および評議員会に提出する議案に関すること。
3　その他緊急事項の処理に関すること。

第17条　各会議は，構成員の過半数で成立し，議長はそのつど会議の構成員の中から選出する。議決は多数決によるものとし，可否同数のときは議長がきめる。

第18条　この会の綱領・規約の改廃・解散および他の団体への加入，連合ならびに脱退に関する事項については，大会の決議を経て，直接の無記名投票による全会員の２分の１以上の同意を必要とする。

第四章　役　員

第19条　この会に，次の役員を置く。

1	会長	１名
2	副会長	５名
3	理事	13名
4	事務局長	１名
5	監事	３名

第20条　会長，副会長，理事，事務局長，監事はすべての会員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票により投票者の過半数によって選出する。選出規程は別に定める。

第21条　役員の任期は１年とし，再任を妨げない。補欠役員の任期は，前任者の残任期間とする。

第22条　役員の任務は，次のとおりとする。
1　会長は，会務を掌握し，会を代表する。
2　副会長は，会長を補佐し，会長事故あるときはその代理をする。
3　理事は，会務の執行にあたる。
4　事務局長は会務及び会計事務の処理をする。
5　監事は，会計事務を監査する。

第五章　事　務　局

第23条　本会に事務局を置く。

第24条　事務局に事務局長を置き，その他の事務職員を置くことができる。
2　事務局長は会員以外から選出することができる。

第25条　事務局に次の帳簿を備える。
1　規約
2　議事記録

３　財　産　目　録
４　会　　計　　簿
５　役　員　名　簿
６　会　員　名　簿
７　事　業　日　誌
８　その他必要な帳簿

第六章　会　　計

第26条　この会の経費は，会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

第27条　この会の会計年度は，４月１日から翌年３月 31 日までとする。

第28条　この会の財源および使途ならびに経理状況は，毎年１回以上会員に報告しなければならない。

第七章　加入および脱退

第29条　この会に加入または，退会しようとするものは，文章で理事を経て会長に届け出ることによりその効力を発生する。

附　　則

１　平成 10 年 5 月 17 日から施行する。
２　平成 11 年 5 月 29 日一部改正。
３　平成 25 年 5 月 26 日一部改正。